

介護保険における福祉用具購入費支給の内容及び手続方法

在宅の要支援又は要介護者が、日常生活の自立の助けとするために福祉用具を購入された場合は、福祉用具購入費の支給が受けられます。支給の対象となるのは、以下の種目で、一宮市等の指定を受けた特定福祉用具販売事業者から購入したものに限られます。

対象となる福祉用具の種目	※7～9の福祉用具は、購入または貸与のどちらかを選択できます。
1) 腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む) 2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。 4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器。(居室において利用可能であるものに限る。)
2) 自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行うものが容易に交換できるもの。(専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除く。)
3) 排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。(専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く。)
4) 入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 1 入浴用いす 2 浴槽用手すり 3 浴槽内いす 4 入浴台 5 浴室内すのこ 6 浴槽内すのこ 7 入浴用介助ベルト
5) 簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
6) 移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。
7) スロープ ※	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないもののうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの。(便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものとは除く。)
8) 歩行器 ※	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもののうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器。(車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。)
9) 歩行補助つえ ※	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

支給額

支給限度基準額は、同一年度(4月から翌年3月まで)で10万円です。(そのうち、1割から3割が自己負担となります。)支給限度基準額を超える額については、全額自己負担となります。

支給手続（申請書類は、ケアマネジャー又は販売事業者による代行提出が可能です。）

手続方法には、償還払いと受領委任払いの2つの方式があります。

【償還払いの場合】

利用者が福祉用具購入費用の全額を一旦事業者へ支払い、その後申請によって市から利用者へ費用から負担割合に応じた額を差し引いた額を支給する方式です。

①まず特定福祉用具販売事業者から支給の対象となる福祉用具を購入してください。購入後、福祉用具購入費支給申請に必要な書類を介護保険課（本庁舎2階26番窓口）まで提出してください。申請に必要な書類は、次のとおりです。

- ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- ・福祉用具購入品の概要が分かるもの（パンフレット等）
- ・購入費用の領収証（原本）
- ・医学的所見のわかる書類（排泄予測支援機器のみ）
- ・排泄予測支援機器確認調書（排泄予測支援機器のみ）

②支給が決定しましたら、支給決定通知書を送付します。また、決定金額を支給申請書に記載された指定口座に支給します。

【受領委任払いの場合】

利用者は、福祉用具購入費用のうち負担割合に応じた自己負担分を事業者へ支払い、その後申請によって市から事業者へ残りの保険給付分を支給する方式です。この方式では、あらかじめ「受領委任払い取扱事業者」として一宮市に登録された事業者から購入する必要があります。

①購入前に介護保険課にて、受領委任払い事前承認申請をしてください。承認申請時に提出いただく書類は次のとおりです。

- A：介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払い事前承認申請書兼確認書
- B：福祉用具購入品の概要が分かるもの（パンフレット等）
- C：医学的所見のわかる書類（排泄予測支援機器のみ）
- D：排泄予測支援機器確認調書（排泄予測支援機器のみ）

②事前承認申請書類は、内容を確認した後、後日返却します。なお、申請書類は福祉用具購入費支給申請の際に必要となりますので、大切に保管してください。

③事前承認申請書類が返却されたら、実際に福祉用具を購入してください。その際、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払い事前承認申請書兼確認書（A）に記載してある自己負担額を販売業者に支払い、領収証を発行してもらってください。

④福祉用具購入費支給申請に必要な書類を介護保険課まで提出してください。申請に必要な書類は、事前承認申請での提出書類A、B、C、Dのほか次のものが必須です。

- E：介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）
- F：購入費用の領収証（原本）

⑤支給が決定しましたら、支給決定通知書を送付します。また、決定金額を販売業者に支給します。

《問い合わせ先》 一宮市介護保険課 給付グループ
電話 (0586) 28-9018 (直通)